

「医療機関における外国人患者の受入れに係る実態調査」御協力をお願い
(作業要項)

各医療機関におかれましては、ご多用のところ誠に恐縮でございますが、本作業要項を参照の上、調査票に記入し、期日までに提出をいただきますようお願いいたします。

なお、過去に外国人患者を受け入れた実績がない医療機関におかれましても調査にご協力いただきたく、重ねてお願い申し上げます。

<調査の手順>

- (1) 本実態調査では、2種類の調査を行います。
 - 調査A：医療機関における外国人患者の受入体制の調査
 - 調査B：外国人患者の受入実績の調査

- (2) 各医療機関は、以下の厚生労働省のホームページから調査票をダウンロードしてください。
(調査票ダウンロードアドレス)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202918.html>

- (3) 各医療機関は、Microsoft Excel形式で記入した各調査票をメールにて電子的に返送してください。その際、メール本文に病院のご担当者のご所属、氏名、連絡先を明記してください。回答先メールアドレスは上記(2)の調査票ダウンロードアドレスにて後日掲載いたします。

- (4) 調査の対象・期間及び締切日が各調査票で以下のように異なるため御留意ください。
 - 調査票A：
調査対象 令和元年9月1日時点の院内の状況
締切日 令和元年10月15日

 - 調査票B：
調査対象 令和元年10月1日～31日に受診した外国人患者
調査期間 令和元年10月1日～11月30日(※)
締切日 令和元年12月16日

(※) 調査票Bでは未収金の状況を調査しているものであり、本調査においては「未収金を生じた患者」を「診療の対価を請求したにも関わらず、請求

日より1か月を経ても診療費の全額を支払っていない患者」と定義しています。未収金を生じた患者が発生した場合、その状況を最長1か月追跡するため、調査期間は最長で11月30日までとしています。

- (5) 本調査結果については、厚生労働省において取りまとめた上で、各都道府県において課題解決を検討するための参考情報となるよう、各医療機関に同意いただいた範囲で各都道府県に共有するとともに、厚生労働省において厚生労働科学研究に活用いたします。
- (6) 本実態調査の集計業務は委託事業者が実施する予定であり、提出いただいた回答に疑義等がある場合は、当該事業者より連絡する可能性があることをご承知おきください。
- (7) 問い合わせ先は、委託事業者に窓口を設けますので、ご不明な点がございましたら、委託事業者の窓口にご連絡いただきますようお願いいたします。なお、委託事業者の情報及び窓口の連絡先については(2)の調査票ダウンロードアドレスに後日掲載いたします。

以上